

議 事 録

会議の名称	令和7年度 第1回 地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和7年8月4日(月)午後2時00分～午後3時30分
開催場所	いたみいききプラザ 3階
司 会	介護保険課職員
出席委員	明石委員、吉村委員、千葉委員、豊島委員、奥山委員、 久安委員、藤田委員、榮田委員
欠席委員	中村委員、小林委員
事務局	＜健康福祉部＞ 松尾健康福祉部長、濱田健康福祉部参事、井上介護保険課長、内田地域・高 年福祉課長、伊藤地域・高年福祉課主査、武田地域・高年福祉課主査、阿南介 護保険課主査 他
会議の成立	委員総数10名のうち8名出席 ＜過半数出席のため成立する＞
署名委員	久安委員、藤田委員
傍 聴 者	0名
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 令和6年度 市内地域包括支援センターの設置状況と事業実施状況 (2) 令和7年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 一部委託契約について 3 報告 (1) 令和7年度 伊丹市地域包括支援センター業務評価について (2) 認知症初期集中支援チーム活動報告 4 閉 会
備 考	

要 旨

1 開会

2 議題

【事務局】

議事 1 令和 6 年度 市内地域包括支援センターの設置状況と事業実施状況(資料 1)

【会長】

資料 1 について、地域包括支援センターの役割と、令和 6 年度の事業報告がございました。これについて、ご質問でも結構ですし、ご感想、コメントがあれば、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

F 委員さん、お願いいたします。

【F 委員】

11 ページの表 18 で書かれていますが、最初に松尾部長から話がありましたように、介護支援専門員をはじめ、サービスを提供する人材不足と、それから地域の社会資源のところで、地域の多様さ、社会資源の不足のようなことの説明がありましたが、市民の間では不安になっている方もいる。将来サービスが利用できなくなる、このままいったらどうなるんだろうということばかりが広がっている。現実、そういう噂というのが広がること自体が不安なことに繋がってくる。表 19 で対応策ということで書かれていますが、この辺のことでもう少し具体的にどうしていくか対策・ご意見があればお願いします。

【会長】

今の F 委員さんのご意見に対して事務局から何かコメントございますでしょうか。大丈夫だと言ってもらいたいというような言葉もありましたけれども。

【事務局】

先ほど部長の挨拶がありましたように、持続可能な介護保険制度の運営ということになってくるかと思うのですが人材の確保の面と、今後の給付のお金の面の両方を達成していくのかと思っております。

ただ、伊丹の場合でありますと厚労省が掲げております山間部でも都市部でもありませんので、コンパクトなシティ、町の中で一定の事業者協会さんの方と合わせまして継続できるのかと考えております。片や、介護保険料の方は皆様のお支払いに納得できる金額におさめることができるように給付額は考えている額と思っておりますが、万年に渡って大丈夫だという確約はできませんけれども今のところ、そういった不安な要素はないかと思っております。事業者協会の方と介護人材の検討委員会というものを有志の会で立ち上げておりまして、今後まずは介護人材の確保を優先的に進めてまいります。

【会長】

F 委員さんよろしいでしょうか。

【F 委員】

社会資源の方は？

【会長】

表 18 のところのケアマネジメントの社会資源の課題の中で、地域における多様な社会資源の不足があるというようなご指摘でしたけれども、いかがでしょうか。

【事務局】

社会資源の部分はすべてお答えできるわけではないですが、例えば 2 つ目のゴミ出しのことを言いますと、今年度の 10 月から伊丹市で一定以上の要介護であるとか、障害の等級をお持ちの方にごみ出しの支援、ゴミステーションまで行けない方のゴミを収集するというような取り組みを新たに伊丹、笹原、天神川のモデル地区で実施としています。モデル事業ですので、課題であるとか効果を含めて次年度以降に、原課の希望としては広げていきたいですが、様子を見ながら対象・小学校区は検討してまいります。

あと居場所、見守り体制というものは市でできるものではございませんで、社会福祉協議会のみなさまは市の職員は持てないような地域の対応や繋がりがございますので、そこは伊丹市として協力いただきながら、地域の民生委員もおりますので、担い手不足ということも正直ありながらですが、引き続き取り組みを続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。どうもありがとうございます。
F 委員、どうぞ。

【F 委員】

ありがとうございます。

社会資源の不足ということに敢えて付け加えて、15 ページ(5)認知症サポーターステップアップ講座の参加者数は 14 名と書いてあることについて、単純に考えたら少ないと思うのですが、令和 6 年の認知症サポーター養成講座の参加者数だけでも 1214 人います。令和 4 年 5 年に比べたら多いですが、3 年続けたとしても結構な数がある。そういう方が対象となっているが、その割に参加した人数が 14 人というのは、ちょっと寂しいなという気がしますが、これはなぜでしょうか。

【会長】

はい。事務局お願いいたします。

【事務局】

おっしゃるとおり、登録者数は大変多いですが、そこからのステップアップという人数が少なく感じられますが、認知症サポーター養成講座の中で、たとえば企業も受けておられるのですが、地域の中で役立っていこうという形で認知症サポーター養成講座を受けておられる方もいらっしゃいます。また、ご家族、ご自身のために受けておられる方もいます。その中で、地域で主となって活動していただける方になるので、今後積極的に動いていただけたらと思いますので、そのような方たちに受けていただいています。登録者数からすると少ないかもしれませんが、今後もステップアップ講座を検討しているので周知も含めて進めてまいります。

【F 委員】

ステップアップ講座を受けたら、こういうことができるようになるというような特典など、何かないのですか。

【会長】

事務局お願いいたします。

【事務局】

今年度からチームオレンジの活動を実施するようになっておりまして、認知症の方を支える方、家族などチームオレンジの活動を支えるにあたり、ステップアップ講座を受講して必要な知識を得て、オレンジフレンズとして登録しチームオレンジの一員として繋がっていく形になっていきます。

【会長】

チームオレンジに入れるということですか。

【事務局】

そうです。ステップアップ講座を受講して特典があるかということですが、伊丹市で始まって4年になるのですが、当初は認知症サポーター養成講座という基本的な認知症のことを学ぶ講座ですが、今まで学ぶことにとどまり、今後どこかに繋がられないのかという課題がありましたので、得た知識を地域活動に活かしていこうということで、ステップアップ講座が始まりました。特典につきましては、認知症サポーター養成講座で配布しているオレンジリングのようなものがあったり、何か修了証があるというわけではないのですが、昨年度までの目的は、より知識を得てもらう、かつ活動者となってもらうことを目的に受けていただき、そのあとに社協のボランティアセンターに促し登録していただいたりしていました。

今年度以降につきましては、チームオレンジという新事業が今年度から始まっていますので、ステップアップ講座を受講して、活動していくメンバーに繋がていけるようにしていきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

特典ということはないけれども、社会貢献をしていただくという、そのような方向で活躍していただきたいということだったかなと思いますが、他の委員さんいかがでしょうか。

C委員、ケアマネジャーの立場からコメントはございますか？

【C委員】

介護支援専門員の人数ですが、今現在 100 だとすると、どんどん減少傾向にあるという統計が出ています。今現在の状況で、60 歳以上のケアマネジャーが 3 割を占めており、20 代 30 代ケアマネはさらに、下降・減少していくことが厚労省から統計が出ています。高齢者が 1 番多くなる 15 年後ですが、60 歳のケアマネが何人残っているかというところになりまして、明らかにケアマネジャーの人員が不足すると思われます。ケアマネジャーの人材育成として、どういう取組をするかというところで、研修や学習機会を設けるとありますが、果たしてこれでケアマネジャーになりたいという人が何人いるのかなと疑問を感じています。

ケアマネジャーの担い手が減少する原因も考えていただきたいと思います。

20 代 30 代の若い方がケアマネジャーになりたがらない理由はいろいろあると思いますが、その中に出てくるのが、11 ページの抽出された課題の①ケアマネジメントの課題というところで、介護支援専門員の業務範囲の不明確さによる対応の難しさで、ケアマネジャーは何でも屋というところもございまして、とりあえず困ったらケアマネジャーにという流れができています。本来の業務以外のことを抱えることでケアマネジャーの業務がどんどん増えてしまう。ケアマネジャーの仕事自体に負担を感じる方は多いと思われます。12 ページの中でも、担当が増えたことでケースの丁寧な対応ができなくなった、丁寧な対応とはどういったことなのか、なんでも対

応しますというのが丁寧な対応なのか分からないところですが、担当数も上限がありますので、そこにたどり着くまでに負担に感じてしまっています。ケアマネの業務でないことを頼まれたことがある、これは業務ではないことということで安心キットの管理ができていますけれども、他にも通院介助を指摘されている方、救急車への同乗、金銭管理などをされている方もいらっしゃることも聞いています。様々な業務範囲の不明瞭化というところで、ケアマネジャーの価値観によってどんどん業務が肥大化していつている。その管理者の認識もそれぞれ異なるというところで、ケアマネ自身が自分の業務がどこまでなのか分かりづらい状態であるということは続いていると思います。そういうところで、市としてもお力添えしていただけたらと思います。簡単にはなりませんけれども、以上です。

【会長】

C 委員のご意見は資料の中にも的確に表れていますね。私自身の数少ない知見ですが、日常生活自立支援事業を利用できない、利用していない人で地域の支援者がいくら金銭管理をしているのか調査をやったことがあり、大阪市枚方市でも公表されていますが、回収率が30%で低かったのですが、それでも1500～1600の人が本来預かってはいけないお金の金銭管理をしているたり、東大阪にも22か所の地域包括があるのですが、非常に出入りが激しくて、中核機関の役割を理解してもらえないということもあつたりしますので、どこの自治体においてもケアマネジャーに大きなしわ寄せがきているかなと感じました。

ケアマネジャーの求人を出しても1件も応答がなく、社協も困っているということも聞いたりします。部長の話にもあつたが、人材確保ということはいろんな分野に及んでいますね。ヘルパーにしろ、施設職員にしろ、いろいろな分野で人材確保が難しくなっていますね。他はいかがでしょうか。G 委員お願いします。

【G 委員】

3 ページのところですが、郵便物がいっぱい溜まっているけどとか、隣の人が全然出てこないといった心配事が出てきた時に、近所の方がどこに言ったらいいのか。もっと気軽に、「あそこちょっと心配」ということを言っていけるところを周知していけたらと思います。4 ページのところより、消費者被害が多いと思います。事業者のブラックリストに載っている人は把握できていると思います。包括支援センター、消費生活センター、警察等の見守りネット、消費者安全確保協議会とのネットワークは構築できているのかなと。消費者被害の大きさをみても、そのネットワークは構築できているのでしょうか。

【会長】

気がかりな人がいたらどこに相談したら良いのかというアクセスについてと、消費者被害についてのご質問です。

【事務局】

ネットワークの箇所の回答にはなりません、民生委員の担当をしております、気軽に相談できるところということで、もしそういった安否の気になる方がいらっしゃれば、お近くにお住まいの民生委員にお声かけいただけたらと思います。民生委員になられる方に対しても、普段の生活の中で新聞受けに新聞が溜まっているとか、洗濯物が干しっぱなしだとかそういったことにお気づきがあれば、市もしくは社協もしくは地域包括支援センターにご一報くださいと説明しています。

消費者被害については、民生委員は高齢者と関わる機会が多いので、民生委員児童委連合会の方に消費者生活センターや警察の方に来ていただいて民生委員に伊丹市の現状や注意の仕方などを周知していただいて、民生委員よりお声掛けをしていただいています。窓口では、消費者被害が多いということで、70歳以上のバス無料乗車券の申請に来られる方に対して消費者被害が多い

という啓発を行っています。以上です。

【会長】

G 委員さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

E 委員さんお願いいたします。

【E 委員】

2 ページの図 1 のところの総合相談件数の推移についてですが、平成 30 年からずっと右肩上がりできていたのが令和 4、5 年から変化なし、もしくは微増になっており、令和 6 年度には減になっているのですが、この要因はどのように分析されていますでしょうか。あともう 1 点、15 ページの認知症サポーター養成講座について、講座が終わってからアンケート調査を行っているか、その 2 点について伺います。

【会長】

はい、事務局お願いいたします。

【事務局】

2 つ目の質問からお答えさせていただきます。認知症サポーター養成講座のアンケートはとっていきまして、キャラバン事務局で管理しています。その時に今後、ステップアップ講座やキャラバンメイトの講座を受講するか等のアンケートもとっています。

【会長】

あと 1 点、最初の質問についてお答えください。

【E 委員】

認知症サポーター養成講座に多くの方が受講されているので、ステップアップ講座にどうして受講しないのか分析されたらステップアップ講座に行かれるか、もしくはステップアップすぎるのか、まだ間の講座がいるか分析できるようなアンケート調査をされたらどうかと思います。

【会長】

ありがとうございます。1 点目どうでしょうか。なぜ微増・減少しているのかという分析はどうでしょうか。考えてみるとコロナの時でも増加している。だが、令和 4、5 年とコロナが落ち着いてきたら、相談が減ってきているという見方もできますが。事務局、どうでしょうか。

【事務局】

会長がおっしゃるようにコロナが流行しだして、そこから右肩上がりですべての総合相談件数が増加しておりまして、令和 5 年から令和 6 年にかけて比較すると減少していますが、相談者の内訳をみていただくと、本人、家族、地域住民からの相談が減少していたり、相談者別内訳をみていただくと、医療機関からの相談件数が多いので感染症の影響が大きいと思います。また、相談内容別件数については、延べ件数になります。

【会長】

はい、よろしいでしょうか。

【事務局】

消費者被害の補足です。伊丹市は警察と協定を締結しておりまして、特殊詐欺の疑いや被害に遭

った方に関しては警察より情報提供を受けている。その情報提供書の内容によるが、被害に遭いそうになった、被害に遭ったなど、デリケートな内容ではあるので、見守りという形で情報を地域包括支援センターへ提供しています。

【会長】

補足説明ということで、よろしいでしょうか。

もし他にご質問ご意見コメント等ございませんでしたら、議題2の方に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは議題2の令和7年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

議題2 令和7年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約(資料2)

【会長】

従来から伊丹市はこの形によって実施していますが、このことについてご意見ご異議ありますでしょうか。ご意義がないということでご承認させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。異議がないようでございますので全員一致で承認させていただきました。

どうもありがとうございます。以上で、議事は終了となります。

次に3番の報告事項に移ります。

報告1、令和7年度伊丹市地域包括支援センター業務評価について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

報告1 令和7年度伊丹市地域包括支援センター業務評価について(資料3)

【会長】

資料3について説明がございましたけれども、これについてご意見ございますでしょうか。

ご質問等でも結構でございますが。

国の方は業務負担の軽減ということをあげておりますが、このようなものを作ることによって業務が課されているように私にはみえて仕方がないのですが。現場には大変な負荷が加わっているところがございますが、よろしいでしょうか。それでは、次の報告2で認知症初期集中支援チーム活動報告について、事務局から説明をお願いいたします。はい、G委員。

【G委員】

11ページのところにケア会議の内容を住民に公開しているとありますが、見たことがないのですが、どこで見られますか？

【会長】

住民向けに公開しているかということですね。

【G委員】

住民に公表とはどういう形で公表しているか知りたいです。

【会長】

住民向けに公表しているかということなので、運営協議会などで傍聴も募集しているので、会議

の内容は聴講できるのでそこで公表しているということではないでしょうか。

【事務局】

地域ケア会議の位置づけについてですが、資料1に戻っていただいて11ページの抽出された課題というところで掲げられているところで、住民に公表されています。この点で住民に公表していることとなっております。

【会長】

G委員、よろしいでしょうか。

それでは、報告2に移らせていただきます。報告2 認知症初期集中支援チーム活動報告を事務局お願いいたします。

【事務局】

報告2 認知症初期集中支援チーム活動報告(資料4)

【会長】

はい、ありがとうございました。多職種、多機関連携とありますが、これだけの専門職が日程を合わすだけでも大変ですよね。ご苦労なことと思いますが、市内で複雑化する困難ケースが多いということで、これについてご意見ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日予定していた議題、報告事項について委員よりご意見ご質問いただきました、ありがとうございました。全体を通じて、ご意見やご感想はございますでしょうか。はい、B委員お願いします。

【B委員】

資料1について、虐待の種類のところ、経済的虐待について令和6年度増えていまして、光熱費や物価の高騰、来年も更に増えると思いますが、母親も家の目の前がバス停ですがタクシーに頻繁に乗ったり、コストも大なのですが、食事も作れるが外食したりとか、電気も当然付けっぱなしにしたり。行政より節約のすすめでバス停はどこにありますとか、電気代もこまめに消すなどすると年金でもやりくりできるようになりますということなら、高齢者も楽しんでいただけたと思います。この数値が増えているのも予防できるのではと思いました。

【会長】

コメントといいますか、ご助言をいただきました。ありがとうございました。事務局、よろしいでしょうか。はい、A委員。

【A委員】

虐待の届け出というのは、どこから1番でてくるのが多いですか。

【会長】

事務局、どうぞ。家庭内の虐待ですよ。

【事務局】

データとして提示できるものはないですが、ケアマネジャーや調査員が家庭を訪問した時のタイミング、介護相談員が各施設に巡回した時に個別に相談を受けたりと、なかなかご本人との接点はないため、本人からはないです。もちろん近所からも多いと思いますが、介護保険課の中ではこういったことが多いです。

【A 委員】

解決したかということは、第3者の客観的な意見で判定しておられるのですか。

【事務局】

虐待があった場合は介護保険課の中で解決を図っていくわけではなく、地域高年福祉課へ相談・情報提供を行って解決を図っていき、そこから終結しています。基幹型包括と地域高年福祉課と定期的に会議をしており、その中で継続中の事案であるとか、1件1件記録して結果的に解決した・しないなどを随時みていきます。

【会長】

通報を受け、事実確認をして、立ち入り調査をして本人を保護するというネットワークづくりがありますよね。

【事務局】

あります。

【会長】

そういうネットワークが必然的にできているということですね。

はい、F 委員。

【F 委員】

月に1回、介護者のつどいというものをしているのですがその中で、この夏場で1番多いのがエアコンの問題なんです。ほとんどの場合当事者がエアコンを消す、つけないということが多いです。暑くて倒れそうになるのに、介護者がエアコンをつけるとすぐに当事者が消してしまう。そのたびにリモコンを隠したり、本人の手が届かないところにリモコンを置くなど対策をしているが、高齢者だから暑さ寒さを感じにくいのか、もしくは医学的なところで実際何か問題があるのか。何か良い方法はないですか。

【会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局】

これといった、多分決め手の解決はなかなかないと思うのですが、やはり昔はうちの両親もそうでしたけれども、エアコンっていうのは贅沢品と考えている部分と、高齢になってくると、なかなか温度を感じなくなり、室温が高いのに、逆に上にまだ羽織っているぐらいで、水もなかなか飲まないところがありまして、行くたびに水を飲ませたり、エアコンも付けるように言ったりしていました。昼休憩中や朝出勤してから業務が始まるまで、家に電話してまめに促してはいましたが、なかなかこれという決め手には欠けませんが、言い続けることで習慣づいたのか、エアコンはつけるようにはなりました。

【会長】

はい、ありがとうございます。テレビでは頻繁に注意喚起されていますね。ありがとうございます。あとD 委員さん、今日の議題でも結構ですけれども何かコメント等ございますでしょうか。

【D 委員】

私が所属しております介護保険事業者協会に関しまして、設立した当初の目的は介護の持続性というところになります。施設、在宅の介護事業所が今後どのようにして持続していき、伊丹市の中の高齢者の方々、障害者の方々をどれだけ介護をしていけるのかを焦点において、それが目標にもなっています。

さきほどのご意見の中にも社会的資源という言葉が何回か出てきましたが、その社会的資源とは我々事業者からすると経済を回していかないと手に入らない。俗な言い方をすると商いとして業務がなされているというところで、今昨今の事業所で働く人の賃金を上げるであるとか、福利厚生を上げていくという問題視がされていて、そこに追いついていかない。現実、その理由はそれぞれで、業界の中では普通に行われていて、介護報酬の単価が上がらなくて払いたくてもお金が払えないそんな状況に陥っています。そんな大きなスパイラルが国の中で回っている。市政の中で地産地消ではないですが、市内の事業所をどう今後維持活動させていこうとされているのか。川西市、尼崎市、西宮市、市外の事業所の参加はなかなか難しいということが1つあります。事業所からいうと、もちろん他市からの介入は良いのかという感じに見えたりする。

税金等を払いながら活動していく中でこういった形で市と連携をとっていけばいいのかということを経営者として伊丹市の中でもいくつか占めてきていることを目の当たりにしているとやはり気になっていたと思っております。今ここで回答を頂くというわけではなくて、今そういう状況にあるんだということを理解していただけたらと思います。

あと、人材の話がでています。朝、違う会議がありまして、介護業界の中で在宅における人材の確保は難しいということはどこの事業所でもあります。これからヘルパーにしろ、ケアマネも仕事をしてくれればいいというわけではなく、職人の仕事になるので、ある程度の経験と実績で差がつく仕事になってくるので、その実績に差がつくのは事業所とその先輩の仕事になるので、ただ集まればいいというわけではないので、そのところも集めるべく集めていく。認知症の話でも、ステップアップ講座の人数が少ないということで、アクションを起こすぐらいの戦力として今後伊丹市の介護業界を支えてくれる人なのか判断しながらしていき、限られた財源でしていくことは大事になってくると思います。

【会長】

どうもありがとうございます。

行政と事業者とでどのように連携していくのか、行政の支援がどうあるべきかというご提言だったかなというふうに思いますし、人材確保においてもやはりその戦力を持った、その質の確保、そんなこともいるのかなとコメント、ご意見をいただきましてありがとうございました。

他はいかがでしょうか。G 委員お願いいたします。

【G 委員】

例えば、あれ虐待だよねって通報した場合に、通報した人に心配ない事案でしたよとか、言ってくださったおかげで警察に繋がりましたとか、通報した人に対して安心できるものを返してもらえるのでしょうか。

例えば、児童相談所などに通報した場合は、あなたはシラを切ってきてください、お前が言ったやろと言われてもシラを切ってくださいと児童相談所に言ってもらったり、だいたい、このようなケアをしましたという報告を守秘義務違反でない範囲内で教えてもらったり、児童相談所にはしてもらっています。高齢者虐待に対してはどうでしょうか。介護サービス相談員をしているのですが、1件、金銭の虐待について大変心配なケースを報告したことがあります。

後見人がついたのか、内縁の夫が生活保護を受けたなど、心配している材料が少しでも軽減するような通報者に対して返しがあるのか、ないのか、伊丹市の行政はどうなっているのでしょうか。

【会長】

高齢者虐待を通報した通報者に対するフィードバックがあるのかどうかという、そういう質問でありますが。

【事務局】

詳細なところまでケース１件１件申し上げにくいのですが、通報者が誰かにもよりませんが、その後のケア、安心だけでなく安全であるとか、こうすれば虐待が起こらないとか、分離という物理的な対応や、精神的な虐待対応を一時的なリバウンドだけではなく、今後どうすれば起きないか考えながら対応させてもらっています。

【会長】

通報した人に対して、それがどうなったか知らされるのかということですね。結果を知りたいということですね。それができるのかということですね。

【事務局】

例えば通報した人が民生委員で、その後のフィードバックがなかったというケースも聞いたことがあります。その通報された方が家族など近い人、警察等であれば、こう対応しましたと報告いたしますし、ケースバイケースで全通報に対してこうしましたということは分からないですが、必要に応じて対応しています。

【会長】

基本的には個人情報の保護で守秘義務があるので、第３者にはそのように対応しているということですね。現場の判断ですね。他はどうでしょうか。

本日は大変貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございました。

また議事の進行にご協力いただきまして、予定よりも随分早く終了することができました。

皆様に感謝いたします。どうもありがとうございました。本日はこれにて閉会いたします。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和７年１１月１７日

確認委員 久安 研一

確認委員 藤田 静夫